

清須市放置自動車の対応について

○清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（抜粋）

（調査等）

第10条（1～3項 略）

4 市長は、放置自動車の状況その他の事項を調査したときは、当該放置自動車に警告書を貼り付けることができる。

（廃物認定）

第14条 市長は、第10条第1項の規定による調査を行ったにもかかわらず、所有者等が判明しない放置自動車について、同条第4項の規定による警告を行った後、相当の期間を経過しても、なお撤去されないときは、当該放置自動車を、第20条に規定する審査会の判定を経て、廃物として認定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置自動車を廃物として認定しようとするときは、あらかじめ当該放置自動車を保管場所に移動し、保管するものとする。

3 市長は、前項の規定により放置自動車を保管したときは、規則で定める事項を告示するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長は、当該放置自動車が次のいずれかに該当すると明らかに認められるときは、第20条に規定する審査会の判定を経ずに、当該放置自動車を廃物として認定することができる。

（1）自動車として本来の用に供することが困難であるもの

（2）放置されている場所その他の状況から明らかに投棄の意思があるもの

（3）道路運送車両法（以下この号において「法」という。）第11条第1項に規定する自動車登録番号標、法第73条第1項に規定する車両番号標その他これに類する標識又は法第7条第1項第2号に規定する車台番号その他これに類する車台の刻印若しくは表示が滅失し、又は判読が困難な程度に損傷しているもの

（処分等）

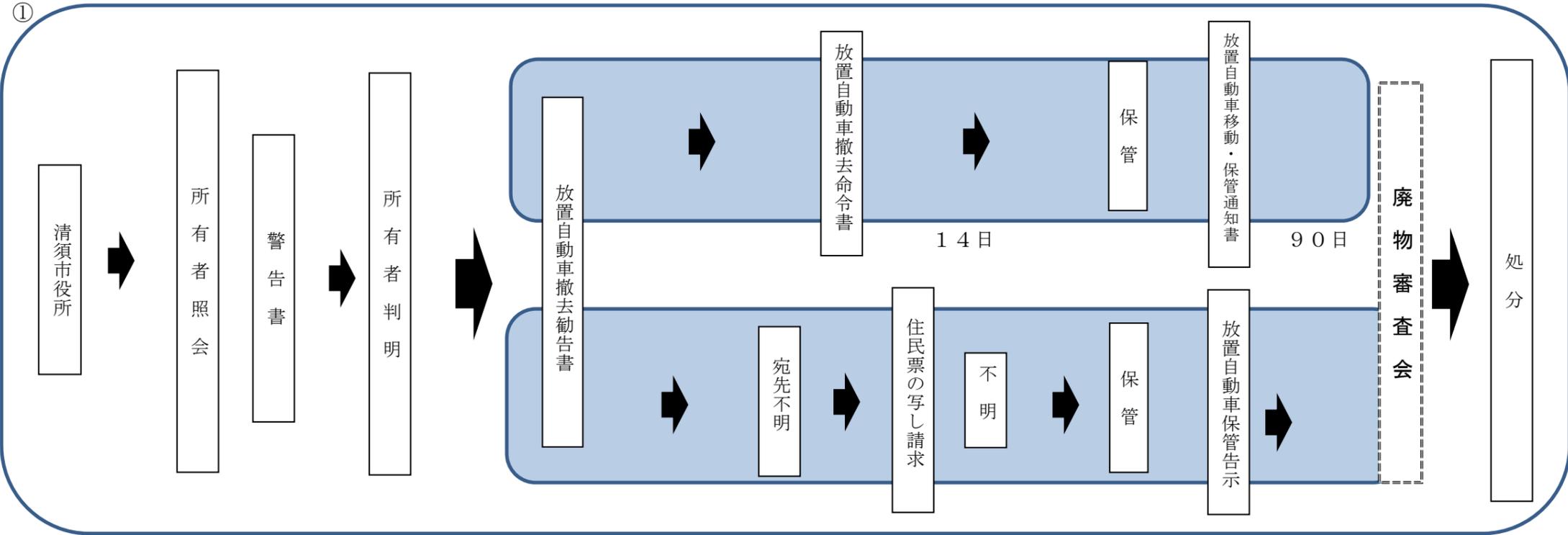
第16条 市長は、第14条第1項又は第4項の規定により放置自動車を廃物として認定したときは、あらかじめ処分等する旨を告示し、処分等することができる。

2 市長は、廃物として認定できない放置自動車について、当該放置自動車を保管した日から規則で定める日数を経過してもなお引き取りがないときは、あらかじめ処分等する旨を告示し、処分等することができる。

3 市長は、前条の所有者等が判明した放置自動車について、同条の期限の日から規則で定める日数を経過してもなお引き取りがないときは、前2項の規定にかかわらず、処分等することができる。

4 市長は、第14条第1項に規定する放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等から当該放置自動車の移動、保管及び処分等に要した費用を徴収することができる。

●清須市放置自動車事務フロー（処分まで）



※廃物審査会において、廃物認定できない場合は保管した日から起算して90日後に処分することが出来る。(清須市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則第6条)

